

お客様 各位

サブマージアーク溶接用フラックスへのGHS表示について

株式会社神戸製鋼所
溶接事業部門 営業部

拝啓

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2016年6月1日の労働安全衛生法の下位則改訂に伴い、サブマージ溶接用フラックスへのGHS表示を実施しております。

何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

—記—

1. 背景

- ・ 2016年6月1日に労働安全衛生法施行令および労働安全衛生規則が改正され、表示義務物質が 104 物質から 640 物質に拡大されました。法改正前は溶接材料に関連する物質はコバルトのみでしたが、改正により溶接材料に一般的に使用されるマンガン、ニッケル、クロム及びその化合物、酸化チタン、シリカ等も表示対象になります。そのため、これら表示義務物質を含有するサブマージアーク用フラックスへの GHS 表示が必須となりました。
- ・ GHS 表示は2016年6月1日生産分から義務付けられています。ただし、在庫品への表示は2017年5月31日まで猶予期間が設けられています。

2. 弊社の対応

・サブマージアーク溶接用フラックス

ボンドフラックスは2016年5月5日生産より GHS を表示しております。

溶融フラックスはガラス状の複合酸化物であり、健康有害性のデータがなく GHS 分類ができないため、定型事項(製造業者の情報、注意書き)のみを表示しております。(2016年2月生産より表示)

表示方法は3項をご覧ください。

・被覆アーク溶接棒、フラックス入りワイヤ、ソリッドワイヤ

固体であり、かつ、粉状にならないため、GHS 表示はしていません。

3. GHSの表示方法

<p>缶包装</p>	<p>紙袋(ボンドフラックス)</p>	<p>紙袋(溶融フラックス)</p>

- 缶包装 ⇒ ラベルに GHS 情報を追加表示し缶に貼付
- 紙袋包装(ボンドフラックス) ⇒ GHS 情報を表示したラベルを紙袋に貼付
- 紙袋包装(溶融フラックス) ⇒ 紙袋に定型情報を印刷表示

4. お客様へのお願い

- ・ GHS 表示のない製品は、猶予期間終了(2017年5月31日)までにご使用いただきますようお願い致します。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当まで、お問い合わせください。

以上